

○中土佐町防災士資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成し、確保することにより災害に強いまちづくりを推進するため、高知県が実施する防災士養成講座を受講して防災士の資格取得に要する費用に対し、予算の範囲内において中土佐町防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

2 この要綱において「防災リーダー」とは、地域、団体、職場等の意識啓発、訓練指導、技能普及等防災力向上に向け活動する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 高知県が実施する防災士養成講座を受講できる者、または特定非営利活動法人日本防災士機構が定める消防団員、消防吏員及び警察官の「特例」による防災士取得が可能な者のうち、防災士資格取得試験が免除されている者
- (2) 中土佐町内の自主防災組織の一員、または転勤の無い町内事業所に勤務している者で、地域の活動に積極的に関わっている者
- (3) 防災士資格取得後、町と協働して活動ができる者
- (4) 町税等に滞納がない者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる防災士資格取得に要する経費とする。

- (1) 防災士資格取得試験受験料
- (2) 防災士認証登録申請手続き料
- (3) 防災士教本代
- (4) 前各号に掲げる経費の支払いに要する振込手数料

(補助金の交付制限)

第5条 補助金の交付は、1人につき1回を限度とし、交付申請者が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 防災リーダーとして登録すること。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者で、防災士認証状及び防災士証(以下「認証状等」という。)を受領したものは、速やかに実績報告書(様式第3号)に認証状等の写しを添えて町長に提出しなければならない。ただし、当該年度が終了する3月31日の14日前までに認証状等が届かない場合は、高知県が発行する防災士養成講座合格者名簿、または日本防災士機構が発行する防災士資格取得試験結果の合格通知の写しにより報告できるものとし、認証状等が届き次第、町長に写しを提出すること。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、補助金額を確定し、補助金確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた者は、補助金請求書(様式第5号)により町長に補助金を請求するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月2日から施行する。(平成26年6月2日 中土佐町告示第54号)

附 則

この告示は、平成29年10月5日から施行する。(平成29年10月5日 中土佐町告示第90号)

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年4月1日 中土佐町告示第41号)

附 則

この告示は、令和2年9月4日から施行する。(令和2年9月4日 中土佐町告示第101号)

附 則

この告示は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。(令和 5 年 6 月 1 日 中土佐町告示
第 64 号)